**姫路市保育士等住居借り上げ支援事業について**

**◎対象となる保育士**

**・****雇用契約において、労働時間が「一日6時間以上かつ1か月20日以上」と定められている、またはそれに相当すると認められること。**

**・「就職のため姫路市外から対象の住居に転居」または市内の前居住地からの通勤時間がおおむね片道1時間を超える」など、通勤困難と認められる者が対象の住居に転居していること。**

**・現採用前1年以内に市内の他の保育施設で、保育士等と勤務していないこと。**

**◎補助金額**

**算定基準額**

**対象住居一戸ごとの月額合計を算出します。（上限82,000円）**

**・賃借料、共益費、管理料**

**・賃貸借契約時にかかる礼金**

**・契約更新時にかかる更新料**

**支給期間**

**対象となる保育士等の採用日から5年以内。（国の補助事業が存続している場合に限る）**

**＊詳細は園の方までお問い合わせください。**